

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び市内に拠点を置く団体等が自ら企画立案する地域の課題解決に向けた活動の事業化を支援することにより持続可能な地域づくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住民登録のある者又は市内に拠点を置く事業者若しくは団体であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 今後も市内に居住又は拠点を置く意思があること。
- (4) 事業者又は団体にあつては、代表者が明らかであること。
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が別に定める募集要項に基づき応募のあった取組みで、高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト審査会設置要綱（令和5年3月24日決裁）に定める高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト審査会による審査及び評価を経て選定した事業とする。

2 補助対象者は、この要綱の補助対象事業について市の他の補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条に規定する補助金の交付決定日（以下「補助金交付決定日」という。）以後に補助対象事業の実施に要した経費（複数年度にわたる事業については、2年度目までの経費を限度とする。）のうち、別表に掲げる経費を除いたものとする。ただし、他の団体から補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、限度額は、単年度で完了する事業については100万円、複数年度にわたる事業については、2年度目までの各年度分の補助金の合計額で100万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者又は事業者若しくは団体（以下「申請者」という。）は、事業実施年度ごとに高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 事業者又は団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約、会則又はこれに準ずるもの
 - イ 構成員名簿
 - ウ 事業者又は団体の活動内容が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該年度分の補助対象事業の内容を変更又は補助対象事業の中止をしようとするときは、あらかじめ高山市地域課題解決型活動支援事業補助金変更等承認申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第7号）
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（変更等の決定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市地域課題解決型活動支援事業補助金変更等決定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業実施年度ごとに、速やかに高山市地域課題解決型活動支援事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第10号）
- (2) 収支決算書（別記様式第11号）

(3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金確定通知書（別記様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長へ提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第13条 補助事業者は、前条の規定にかかわらず、補助金交付決定日以後において、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金概算払請求書（別記様式第14号）により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付することができる。

(書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年度における補助対象経費の特例)

- 2 令和5年度における補助対象経費の算定については、第4条の規定に関わらず、令和5年4月1日から補助金交付決定日以前に補助対象事業の実施に要した経費のうち、別表に掲げる経費を除いたものを含めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、第3条第1項の規定により令和7年度以後に実施する事業として選定した事業について適用する。

別表（第4条関係）

補助対象とならない経費

(1) 団体等の運営に関する経費

ア 団体等の運営に必要な恒常的経費（補助対象事業を実施するための経費を除く。）

イ 団体等の会報（ホームページ等を含む。）の作成費及び送料などに関する経費

(2) 汎用性があり目的外の使用になり得るものに係る経費（専ら補助対象事業のために使用するものを除く。）

(3) 他団体への補助（助成）等を目的とした経費

(4) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）

(5) その他本事業として相応しくない経費

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 所在地
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり高山市地域課題解決型活動支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は政治及び宗教活動を目的としていないこと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと、補助金交付後も高山市内に居住又は拠点を置く意思を持っていることを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 事業名

2. 実施期間（申請年度に係る期間） 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 補助事業に要する経費（申請年度に係る額） 円

4. 交付申請額 円

5. 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 事業者又は団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 規約、会則又はこれに準ずるもの
 - イ 構成員名簿
 - ウ 事業者又は団体の活動内容が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業の名称		
申請者に関する事項	事業者・団体名	
	代表者氏名	
	所在地	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
	団体の場合は 構成員数	
	事務局・職氏名	
	事務局・連絡先	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
事業計画に関する事項	①実施期間 (うち、申請年度に係る期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)
	②実施地域	
	③事業の目的	
	④現状の課題	
	⑤事業の概要	
	⑥活動内容	年度
年度		

	⑦事業の効果等		
	⑧次年度以降の 事業計画		
	⑨自己財源の 調達方法		
	⑩他団体への補助・ 助成等の申請	<input type="checkbox"/> あり（助成事業団体名： <input type="text"/> ） ※助成申請書や予算書、交付決定通知の写しを添付	<input type="checkbox"/> なし

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

(収入)

費目	金額 (円)	各年度ごとの金額(円)		内訳
		年度	年度	
自己財源				
市補助金				
事業収入				
他の補助金・助成金				
その他				
合計				

(支出)

区分	費目	金額 (円)	各年度ごとの金額(円)		内訳	
			年度	年度		
補助対象経費	人的経費	賃金				
		報償費				
		旅費				
		計				
	その他経費	消耗品費				
		印刷製本費				
		役務費				
		委託料				
		使用料及び賃借料				
		工事請負費				
		原材料費				
		計				
	小計					
	補助対象外経費					
小計						
合計						

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

高山市長

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 円
(年度分)

3. 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 交付条件等

本通知は、3に掲げる実施期間に係る補助金の交付決定について通知するものであり、次年度以降の補助金交付を決定するものではありません。

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた高山市地域課題解決型活動支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 変更内容
3. 変更（中止）の理由
4. 変更前の補助金交付決定額 円
5. 補助金増額・減少申請額 円
6. 変更後の補助金申請額 円
7. 添付書類
 - (1) 変更事業計画書（別記様式第6号）
 - (2) 変更収支予算書（別記様式第7号）
 - (3) 見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

変更事業計画書

（変更箇所がわかるように記載）

事業の名称		
申請者に関する事項	事業者・団体名	
	代表者氏名	
	所在地	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
	団体の場合は 構成員数	
	事務局・職氏名	
	事務局・連絡先	住所：〒 電話： FAX： E-mail：
事業計画に関する事項	①実施期間 （うち、申請年度に 係る期間）	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)
	②実施地域	
	③事業の目的	
	④現状の課題	
	⑤事業の概要	
	⑥活動内容	年度
年度		

	⑦事業の効果等		
	⑧次年度以降の 事業計画		
	⑨自己財源の 調達方法		
	⑩他団体への補助・ 助成等の申請	<input type="checkbox"/> あり（助成事業団体名： <input type="text"/> ） ※助成申請書や予算書、交付決定通知の写しを添付	<input type="checkbox"/> なし

別記様式第7号（第8条関係）

変更収支予算書

(収入)

費目	変更前 金額（円）	変更後 金額（円）	内訳
自己財源			
市補助金			
事業収入			
他の補助金・助成金			
その他			
合計			

(支出)

区分	費目	変更前 金額（円）	変更後 金額（円）	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金		
		報償費		
		旅費		
		計		
	その他経費	消耗品費		
		印刷製本費		
		役務費		
		委託料		
		使用料及び賃借料		
		工事請負費		
		原材料費		
		計		
	小計			
	補助対象 外経費			
小計				
合計				

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※金額に変更を生じる場合は、見積書など金額の内訳がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

高山市長

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金変更等承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 決定事項 交付（内容の変更）・中止
3. 変更前の補助金交付決定額 円
4. 補助金増額・減少決定額 円
5. 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金を完了しましたので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 円

3. 補助対象経費の実支出額 円

4. 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別記様式第10号）
- (2) 収支決算書（別記様式第11号）
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業実績報告書

事業の名称		
①実施期間 (うち、報告に係る期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)	
②実施地域		
③事業実施内容		
④事業の成果・効果		
⑤次年度以降の 事業計画		
⑥他団体からの補助・ 助成等の交付	() あり (助成事業団体名：) ※実績報告書や収支決算書、額の確定通知書等の写しを添付	() なし

収支決算書

(収入)

費目	金額(円)	内訳
自己財源		
市補助金		
事業収入		
他の補助金・助成金		
その他		
合計		

(支出)

区分	費目	金額(円)	内訳
補助対象経費	人的経費	賃金	
		報償費	
		旅費	
		計	
	その他経費	消耗品費	
		印刷製本費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		工事請負費	
原材料費			
計			
小計			
補助対象外経費			
	小計		
合計			

※「内訳」の欄は、必要に応じ別表（単価×数量）を添付してください。

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付してください。

年 月 日

様

高山市長

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 補助金交付決定額 円
3. 補助対象経費の実支出額 円
4. 補助金確定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金について、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金確定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所
団体名
代表者（氏名）
連絡先

高山市地域課題解決型活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市地域課題解決型活動支援事業補助金について、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり概算払いによる補助金を請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金交付決定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

